

名瀬クリーンセンター 家庭ごみ分別のてびき

令和5年度改訂版



正しいごみ出しで奄美の自然を未来に残しましょう

【問い合わせ先】	奄美市役所 【名瀬】環境対策課	☎52-1111(代表)
	【笠利】市民課	☎63-1111(代表)
	【住用】市民福祉課	☎69-2111(代表)
	大和村役場 住民税務課	☎57-2111(代表)
	龍郷町役場 生活環境課	☎69-4525(直通)
	宇検村役場 住民税務課	☎67-2213(直通)
	名瀬クリーンセンター	☎53-2969(代表)

も く じ

○住民のみなさまへ	1
○4Rに取り組みましょう	2
○家庭ごみの出し方	3
○もやせるごみ	5
○もやせないごみ	6
○資源ごみ	7
○粗大ごみ		
奄美市(名瀬・笠利・住用地区)に お住まいのみなさまへ	9
大和村・龍郷町・宇検村に お住まいのみなさまへ	10
○スプリング入りソファ等について	11
○書類を焼却処分する場合の注意点	12
○スプレー缶について	12
○蛍光管について	13
○電池類について	14
○パソコンの処理方法	19
○大型家電製品の処理方法	20
○事業所のみなさまへ	21
○不法投棄・野外焼却の禁止!!	23
○名瀬クリーンセンターで処理できないごみ	27
○り災ごみの搬入について	28
○名瀬クリーンセンターからお願い	28

住民のみなさまへ

奄美大島は世界自然遺産に登録されたことで世界的にも豊かな自然に注目が集まることになりましたが、ライフスタイルの変化や観光客の増加等により、物質資源の消費量、廃棄量も増加し、自然環境への負荷が大きくなっています。

ごみ問題は、私たちの生活に直結する環境問題であり、ごみの減量化・資源化は住民の皆様も参加可能な『持続可能な開発目標（SDGs）』への取組の一つとして考えられるのではないのでしょうか。

当冊子は「ごみの分け方・出し方」のルールを指し示すべく、作成しました。ぜひ、皆様の暮らしにお役立てください。

大島地区衛生組合（名瀬クリーンセンター）は、ごみ処理事務などを共同で行う一部事務組合で、奄美市・大和村・龍郷町・宇検村・瀬戸内町の1市2町2村で構成されています。

ごみの出し方、曜日など市町村により、多少異なる点がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。また、各市町村で作成されているごみ収集カレンダーなどと併用して当冊子をご利用ください。

4Rに取り組みましょう

「4R」とは？

ごみの出し方やリサイクルの優先順位のことです。従来の「Reduce(リデュース=ごみの量を減らす)」、「Reuse(リユース=繰り返し使う)」、「Recycle(リサイクル=再利用する)」に「Refuse(リフューズ=ごみになるものを断る)」を加えた4つの頭文字を取ったものになります。

生活をすれば必ずごみは発生します。しかし、4Rに取り組むことでごみを減らせます。

環境に優しく、また限りある資源を大切にしましょう。

1. Refuse リフューズ

不要なものを買わない、断る。

- ・マイバックなどを持参してレジ袋やペットボトル飲料の購入を控える。
- ・過剰包装を断る。

2. Reduce リデュース

ごみの量を減らす、ごみをなるべく出さない。

- ・簡易包装商品や詰め替え用品を積極的に利用する。
- ・使用量・購入量を減らして、必要な分だけ購入する。

3. Reuse リユース

物を修理する、他に活用する方法を考える。

- ・機械や家具などは出来るだけ修理して長く使用する。
- ・まだ使えるものは人に譲ったり、フリーマーケット等で出品する。

4. Recycle リサイクル

資源として再利用する。

- ・正しく分別してリサイクルする。

家庭ごみの出し方

ごみはそれぞれの地区の決められた場所に、
朝8時30分までに出してください



指定ごみ袋

※1つの袋で上の口を2カ所結んで出してください



もやせるごみ
(大)

もやせるごみ
(小)



もやせないごみ
(大)

もやせないごみ
(小)

指定ごみ袋で出しても収集されない一例

※1つの袋で上の口を2カ所結べない場合は粗大ごみとなり、
もやせるごみ、もやせないごみとして出しても収集されません。



袋から飛び出ている場合
※傘・LED電球は飛び出
ていても収集されます



2つ以上の袋を使用し
ている場合



上の口をテープや紐を使
用して閉じている場合

市町村が収集できないもの

①粗大ごみ(奄美市のみ)

※大和村・龍郷町・宇検村では、粗大ごみの収集日が決まっています。役場にお問い合わせください

②指定ごみ袋に入っていない

③収集日が異なるもの

④分別されていないもの

⑤家庭から一時的に多量に出るごみ(指定袋4袋以上)

⑥事業所から出されるごみ

⑦名瀬クリーンセンターで持込・処理できないもの

これらのごみについては、ごみステーションに残っていますので、出した人は持ち帰って、適正に処理してください



①～⑤に関するごみは

1. 直接、名瀬クリーンセンターへ持ち込みましょう。

※持込条件等は名瀬クリーンセンターへお問い合わせください。(☎53-2969)

または

2. 市町村から「一般廃棄物収集運搬許可」を受けた業者に依頼しましょう。

⑥に関するごみは21ページを参考に正しく処理してください。

⑦に関するごみは名瀬クリーンセンターでは処理できません。

○法律でリサイクルが義務付けられているもの

パソコン(19ページ参照)

大型家電製品(20ページ参照)

○産業廃棄物(22ページ参照)

○解体・改築・改造から出たごみ

及びその他処理できないごみ(27ページ参照)



もやせるごみ

1回
3袋まで



※ごみ袋には**30cm角までのもの**を入れてください

※30cmを超える大きさのごみは**粗大ごみ扱い**となります

※収集日はお住まいの市町村ごみ収集カレンダーなどでご確認ください

4袋以上の場合は
4ページへ



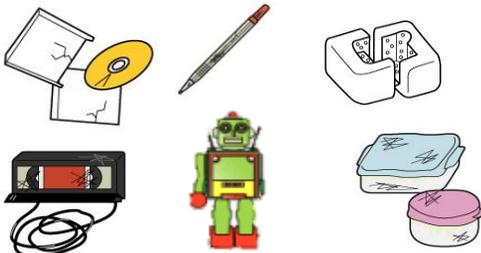
台所のごみ



生ゴミは
水気を
よくきる

- 野菜・果物のくず・残飯
- ※しっかり水を切ってください
- 食用油の容器 ●卵の殻 ●食品トレー
- 貝殻(ただし、サザエ程度の大きさまで。
これ以上の大きさはもやせないごみ)

プラスチック製品



- CD・DVD ●ボールペン
- 発砲スチロール ●ビデオテープ
- プラスチック製のおもちゃなど

衣類



ゴム・ビニール・皮革製品



- 長靴 ●カッパ ●消しゴム
- スニーカー・靴 ●カバン ●ベルトなど



灯油ポリタンク じょうろ 釣りざお プランター

ポリバケツ クーラーボックス

これらは材質が硬いので、
「もやせないごみ」で出してください。
破碎処理後に焼却します。
分別にご協力をお願いします。





もやせないごみ 3袋まで

1回



4袋以上の場合は
4ページへ



※ごみ袋に収まらない大きさのものは**粗大ごみ扱い**となります

※収集日はお住まいの市町村ごみ収集カレンダーなどでご確認ください

※**蛍光管・電池類はもやせないごみに出せません**
お住まいの市町村の収集方法に従ってください。

小型家電製品(充電式を除く)



※充電式小型家電は充電電池部分が取り外せる場合は、取り外して「**本体はもやせないごみ**」,
「**電池類(充電電池含む)は市町村で収集**」となります。

取り外せない場合は「**本体ごと市町村で収集**」となり、もやせないごみとしては出せません。

(P14~P18参照)

ガラス・せともの・陶器



※電子レンジ・除湿機は
(もやせない)粗大ごみです

※割れたものは、紙などに包んで「**危険**」と書いて出してください

※ガラス・せともの・陶器だけを出す場合は重くなりますので、(小)のごみ袋に入れてください

空き缶・空きびん・カサ・LED電球



汚れが落ちないびん
(例: 油・化粧品・薬)

※食品用の空きびんは資源物として資源収集へ出してください
詳しくは7ページを参照してください



※傘・LED電球は、袋から飛び出ているも収集します

刃物・金属製品等



※刃物など鋭利なものは、紙などに包んで「**危険**」と書いて出してください

資源ごみ

資源ごみの収集にご協力を

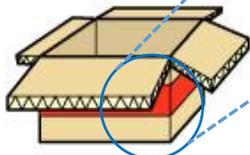
段ボール・古紙・ペットボトル・びん類は資源物として収集されると、新たに資源として生まれ変わり、再び製品となります。ごみステーションでの収集日や資源ごみの常設回収所の利用にぜひご協力ください。

段ボール・新聞紙、その他紙類は、濡れてしまうとリサイクル出来ないため、濡らさないように透明袋など(指定ごみ袋以外)に入れていただきますようお願いいたします。

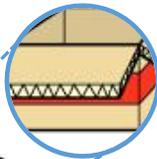
※収集日は市町村のごみ収集カレンダー等でご確認ください。

段ボール

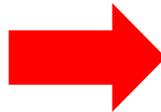
※断面が三層になっているもの



段ボール



ひもで束ねる



雨の日は濡れないように透明袋等に入れる



新聞紙・その他紙類

新聞紙とその他紙類は分けてリサイクルされるため、新聞紙とその他紙類は**混ぜないでください**。(チラシはその他紙類に分類されるので注意！)

その他紙類
対象品目

チラシ・広告・コピー用紙・包装紙
雑誌・一般書籍・カタログ
電話帳・紙袋・パンフレット 等

感熱紙(レシート)、シュレッダー済用紙はリサイクル出来ない為、混ぜないこと

※付いているガムテープ・ビニール等紙以外のものを取り除いてください。

新聞紙とその他紙類を
分別して濡れないように透明袋等に入れる

新聞紙



その他紙類
(チラシ含む)



ペットボトル



キャップとラベルをはがして、中を洗う



収集用ネットへ
つぶさないで入れる



※飲料水、しょうゆ等に使われたもので、
上記のマークが記載されたボトル

以下のような場合はリサイクル出来ないため、ペットボトルでも「もやせるごみ」として出してください。

- ・工作などで使用したもの
- ・ドレッシングなどの油ものに使用したもの
- ・水で洗っても汚れがとれないもの



びん類

※飲料水、しょうゆ等に使われたもの



茶色びん



無色びん



その他びん
(青色、緑色他)

中身を空にして
中を洗う



※ふた(キャップ)ははずす。
プラスチック製のふたは、「もやせるごみ」
金属製のふたは、「もやせないごみ」

種類ごとに収集箱へ入れる



茶色びん → 赤色
無色びん → 白色
その他びん → 緑色
箱に赤・白・緑色で
ビンの名前が書かれて
います

びんの収集箱に以下のようなものが入っている場合がありますが、
これらは資源ごみではなく、「もやせないごみ」となりますので収集箱に入れないように注意してください。

- ・ガラス製の製品(コップや皿等)
- ・梅干し等を漬けるためのガラス製の容器
- ・耐熱ガラス製の製品(哺乳びん等)
- ・陶磁器類



割れているびんを捨てる場合のお願い

割れているびんは選別作業員が怪我する恐れがありますので、資源ごみに出さず
新聞紙等で包んで「もやせないごみ」として出してください。



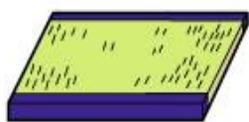
粗大 ごみ

奄美市(名瀬・笠利・住用地区)に お住まいのみなさまへ

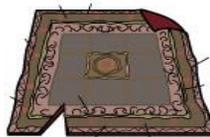
奄美市では粗大ごみの収集を行っていません。
家庭から出る粗大ごみは、以下の方法で処分してください。

- ・名瀬クリーンセンターに直接搬入する
- ・奄美市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する
(運搬料金と処分料金については業者へお問い合わせください)

粗大ごみは収集しません



- 布団・じゅうたん・ござなどの長尺物
- 指定袋に入らないもの
- ソファやベッド・タンスなどの大型家具
- 電子レンジ・ガスコンロ(2口以上)



等

家庭から一時的に多量に発生したごみは収集しません

例えば・・・

- 引っ越しごみ
- 大掃除で発生したごみ
- 家庭で伐採した多量の庭木や葉っぱ

ごみ集積場所に出せるのは「1回につき3袋」です。
それ以上の場合は一時多量ごみとなります。
このようなごみは4ページをご覧ください。



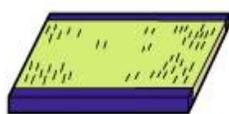
粗大 ごみ

大和村・龍郷町・宇検村に お住まいのみなさまへ

(もやせる)粗大ごみと(もやせない)粗大ごみに分け、収集日に指定の粗大ごみ置き場に出してください。

※収集日はお住いの町村ごみ収集カレンダーでご確認ください。

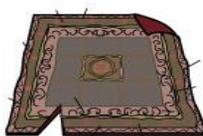
(もやせる)粗大ごみ



たたみ



布団・ござ



じゅうたん(カーペット)



タンスなどの木製家具



樹木

(直径30cm×長さ150cm以内)



毛布



マットレス

※スプリング入りは
11P参照



ソファ・ソファベッド

※スプリング入りは
11P参照

(もやせない)粗大ごみ



ストーブ

(灯油を完全に
抜き取ること)

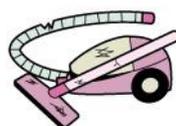


ガステーブル

(電池は外すこと)



電子レンジ



掃除機



ステレオ



自転車



三輪車



ベビーカー
(乳母車)

注意

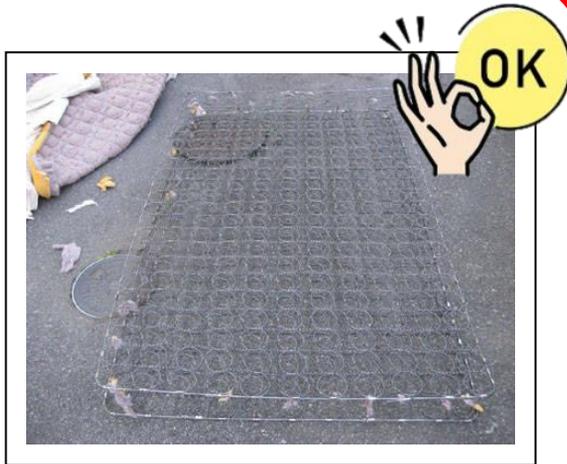
爆発物、引火物や大型の金属、繊維強化プラスチック製品(FRP製品)などは出せません。

※「名瀬クリーンセンターで処理できないごみ」27ページをご覧ください。

スプリング入りソファ等について

ソファ・ソファベッド・ベッド・マットレスは**スプリングが入っている場合は**、形状によっては名瀬クリーンセンターでは受入出来ません。

渦巻型スプリングの場合



スプリングと布、スポンジ等を完全に分けていれば受入**可能**

S字型スプリングの場合



そのままの状態を受入**可能**

(ただし、1回の持込で複数台まとめて搬入する場合はスプリングを切断して取り除く必要あり)

※上記以外にも、監視員の判断にてスプリングを取り除かなければ受入出来ない場合があります。

書類を焼却処分する場合の注意点

名瀬クリーンセンターではファイリングされていたり、綴り紐で綴られている書類はそのまま焼却処分出来ません。

あらかじめ「ファイルから外す」、「綴り紐を切る」等の作業を行い **バラバラの状態**で持って来てください。 *CHECK!*

また、バラバラの状態の書類を段ボールに入れた場合は捨てる時に段ボールから取り出す必要があるため、あらかじめ袋に入れて持つとスムーズに捨てる事が可能です。

スプレー缶について

スプレー缶を燃やせないごみとして出してしまうと、収集時にゴミ収集車の中で爆発する可能性があります。

スプレー缶は**燃やせないごみとして出さず**、各市町村の収集方法に従ってください。

	地区	収集方法	捨てる方
奄美市	名瀬	指定の土曜日	黄色の箱に入れる
	住用	各集落の収集場所へ	黄色の箱に入れる
	笠利	各集落の収集場所へ	集落で指定した容器に入れる
大和村	各集落の収集場所へ	黄色の箱に入れる	
龍郷町	燃やせないごみの収集日	透明袋に入れる	
宇検村	指定の水曜日	黄色の箱に入れる	



※中身を使い切って出してください。
また、危険ですので穴をあける必要はありません。

蛍光灯について

蛍光灯には水銀が含まれているため、令和元年9月から名瀬クリーンセンターには**蛍光灯(直管形・丸形・電球形)**を持ち込むことが出来なくなりました。



家庭から出る蛍光灯は市町村での分別収集の対象になりますので、お住まいの市町村の収集日に捨ててください。

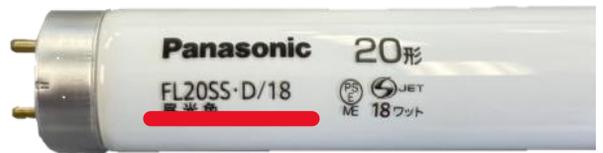
品番による蛍光灯の見分け方

家庭で使用されている一般的な蛍光灯(直管形, 丸形, 電球形)

ガラス製で品番のアルファベットが

F で始まる: 直管形・丸形

EF で始まる: 電球形



市町村別 収集日

奄美市	各地区月1回(資源ごみの日) または常設回収所
大和村	各地区月1回(資源ごみの日)
龍郷町	各地区月1回(資源ごみ(ビン・蛍光灯・珪藻土製品)の日)
宇検村	各地区月1回(もやせないごみの日)



※詳しくはお住まいの市町村のごみ出しカレンダー等でご確認ください。

※水銀を使用していない製品(LED製品, 白熱球等)の場合は不燃ごみの日に捨てられます。また、名瀬クリーンセンターへ持ち込むことも可能です。

電池類(使い捨て電池・充電電池・充電式小型家電)についてのお願い

名瀬クリーンセンターにおいて、電池類が原因となる発火件数も年々増加傾向となっており、火災も発生しています。

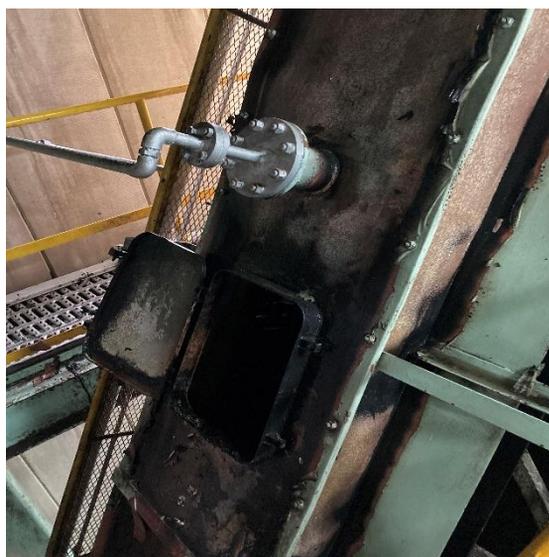
令和3年7月より電池類はもやせないごみとしてステーションへ捨てることができません。

電池類の分別収集については次ページの詳細をお読みになり、お住まいの市町村の収集方法に従ってください。

電池類の分別収集を行うことにより、作業効率及び機器等の延命化にもつながります。ご協力よろしくお願ひします。



発火した充電電池



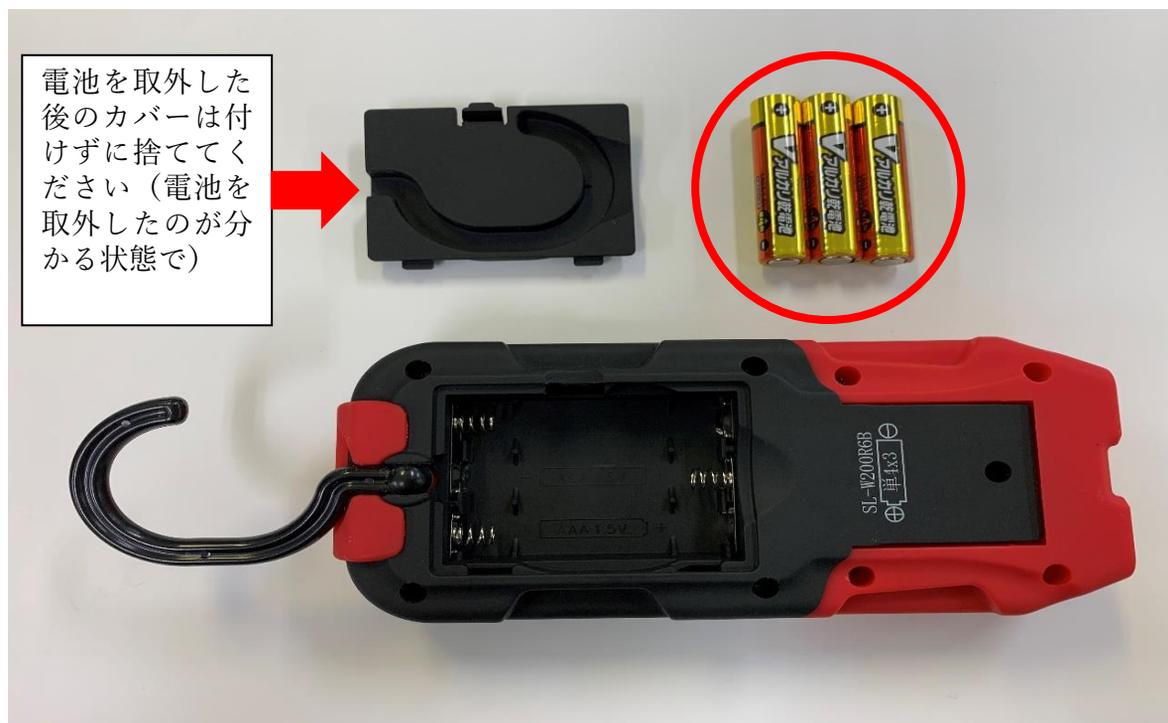
火災にて焼けたコンベヤ

電池類(使い捨て電池・充電電池・充電式小型家電)の市町村分別収集について

使い捨て電池・充電電池・小型家電 市町村分別収集方法

奄美市	収集日	資源ごみの日 (第1・2・3・4土曜日)
	収集場所	ごみステーション
	収集方法	透明な袋に入れる
大和村	収集日	資源ごみの日 (第1・2土曜日)
	収集場所	ごみステーション
	収集方法	設置してあるBOX
龍郷町	収集日	燃えない粗大ごみの日 (第1・3・5月曜日)
	収集場所	ごみステーション
	収集方法	回収BOXに透明袋に入れて出す
宇検村	収集日	燃えない粗大ごみの日 (第2土曜日)
	収集場所	ごみステーション
	収集方法	透明な袋に入れる
瀬戸内町	収集日	有害ごみの日(6月・12月)
	収集場所	ごみステーション
	収集方法	透明袋に入れる
瀬戸町衛生センター 加計呂麻クリーンセンター		直接持込みが可能 (袋等に入れる必要なし)
名瀬クリーンセンター		直接持込みが可能

使い捨て電池の分別方法



使い捨て電池は、上記のように取り外した状態で捨ててください。



取り外した使い捨て電池は上記のように両サイド（+極・-極）にセロハンテープを貼り、極力濡れないようにしたうえで捨ててください。

充電電池が取り外し可能な 小型家電の分別方法



電動歯ブラシ



充電式掃除機



デジタルカメラ

※赤○の部分(充電式電池)のみ分別対象品目となります。その他(充電式電池を取り外した後の電化製品)は各市町村の収集方法に沿って捨ててください。

充電電池が取り外し困難な 小型家電の分別方法



電子タバコ



モバイルバッテリー



電動髭剃り



充電式扇風機

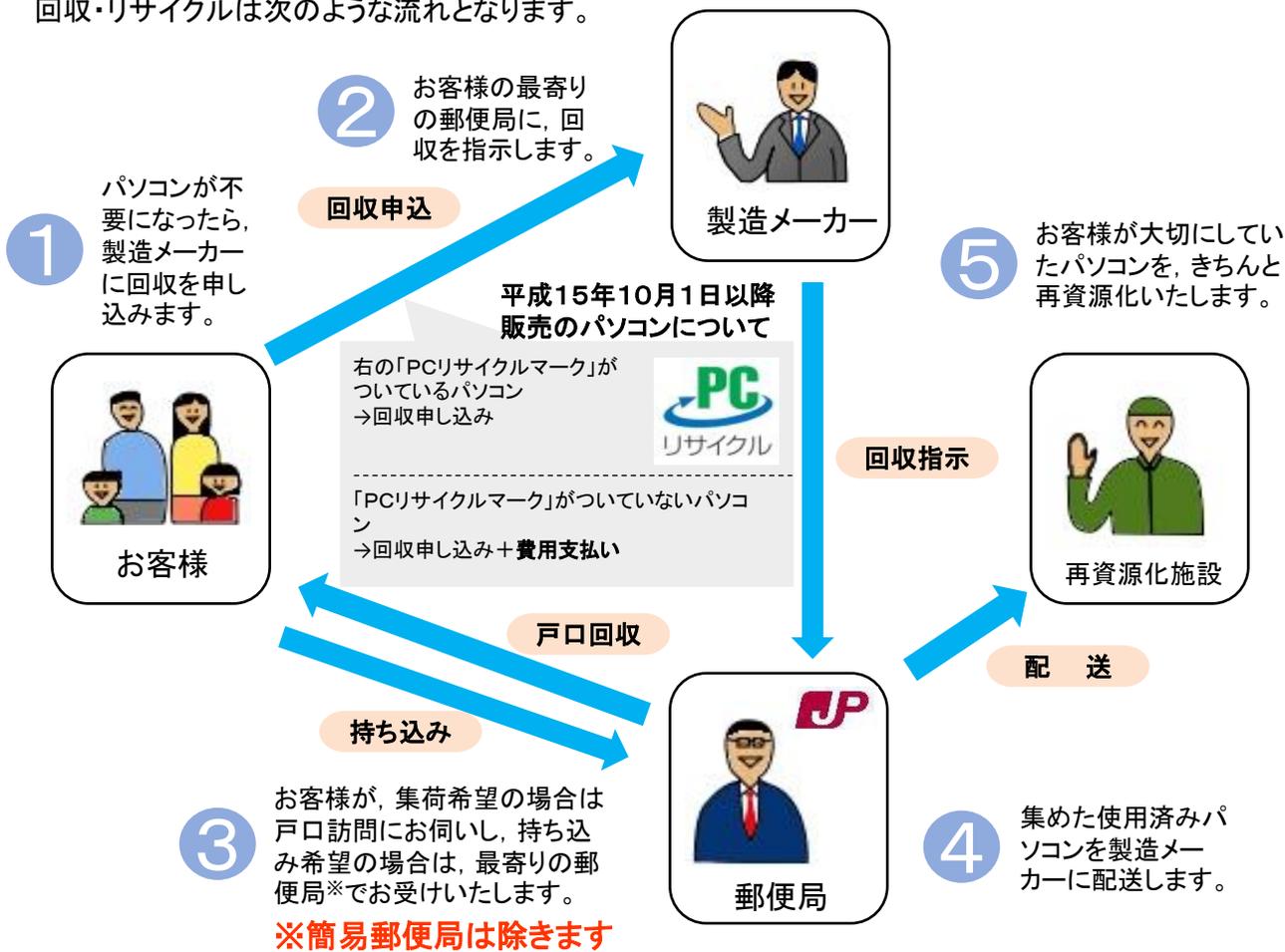
※上記のように、充電電池が内蔵されている小型家電は、そのまま収集場所へ捨ててください。

パソコンの処理方法

パソコンはごみステーションに出すことも、名瀬クリーンセンターに直接持込むこともできません。パソコンリサイクル法に基づく処理をしてください。



「資源有効利用促進法」に基づき、家庭から出される使用済みのパソコンは、回収・リサイクルが義務付けられています。これは、消費者の皆様とメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを再資源化することにより、廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するものです。パソコンの回収・リサイクルは次のような流れとなります。



【対象機器】個人で購入し、不要になった



購入時に同梱されていた付属品（キーボード、マウス、コード類等）はパソコンと一緒に回収対象

回収するメーカーのないパソコン
（自作、メーカー倒産などの場合）
⇒「パソコン3R推進協会」へ問い合わせ
電話 044-540-0576
URL <http://www.pc3r.jp>

周辺機器やワープロ、部品交換で不要になった部品、火事等で溶けてしまった場合にはリサイクル対象外なので「もやせないごみ」へ

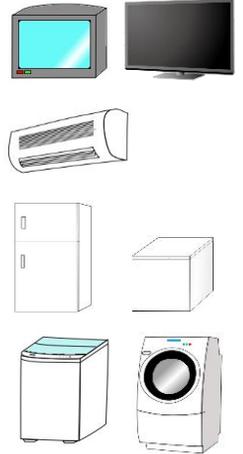
大型家電製品の処理方法

以下のものはごみステーションに出すことも名瀬クリーンセンターへ直接持込むこともできません。家電リサイクル法に基づく処理をしてください



この項目でいう「家電製品」は、以下の4品目です。(家電リサイクル法対象品目)

品目	対象	対象外
テレビ	・ブラウン管式テレビ ・液晶・プラズマ式テレビ	・電池を電源とする液晶式テレビ
エアコン	・エアコン(室外機含む)	・冷風機、冷風扇 ・除湿機
冷蔵庫・冷凍庫	・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・ワインセラー	・おしぼりクーラー ・保冷みびつ
洗濯機・衣類乾燥機	・洗濯機 ・衣類乾燥機 ・小型洗濯機 (排水機能があるもの)	・衣類乾燥機能付き布団乾燥機、ハンガー掛け等 ・電動のバケツ (排水機能がないもの)



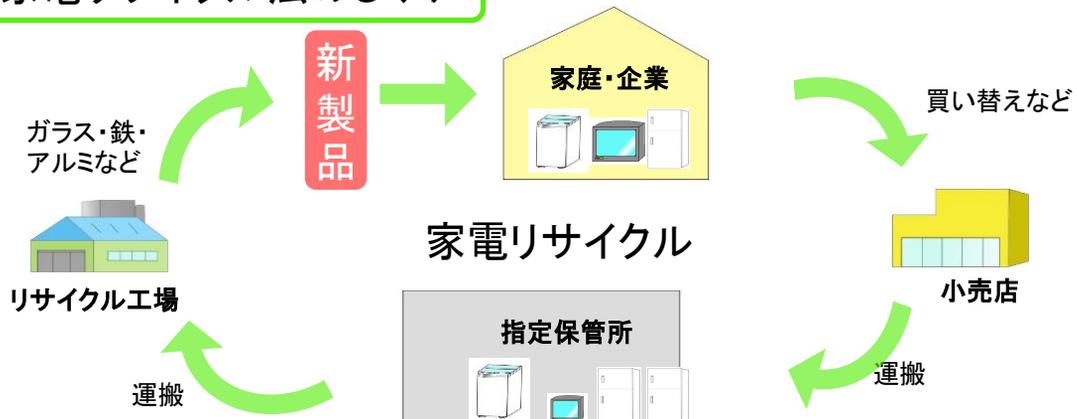
不要となった家電製品(4品目)は、消費者が料金を支払い、小売店などに資源として引き取ってもらうことになります。

※分解したり火事等で原型を留めていない場合や一部しか残らなかった場合でもリサイクル対象

ワンポイント

- 新品を購入し、同品目の家電製品が不要になった場合は？
⇒新品を購入した小売店に引き取り義務があります。
- 製品を販売した小売店が明確で、近隣にある場合は？
⇒不要になった製品を販売した小売店に引き取り義務があります。
- 新品を購入しないで、不要になった製品を販売した小売店が「不明」「近隣にない」「なくなった」のいずれかの場合は？
⇒**最寄りの小売店に相談して、引き取ってもらう。**

家電リサイクル法のしくみ



事業所のみなさまへ

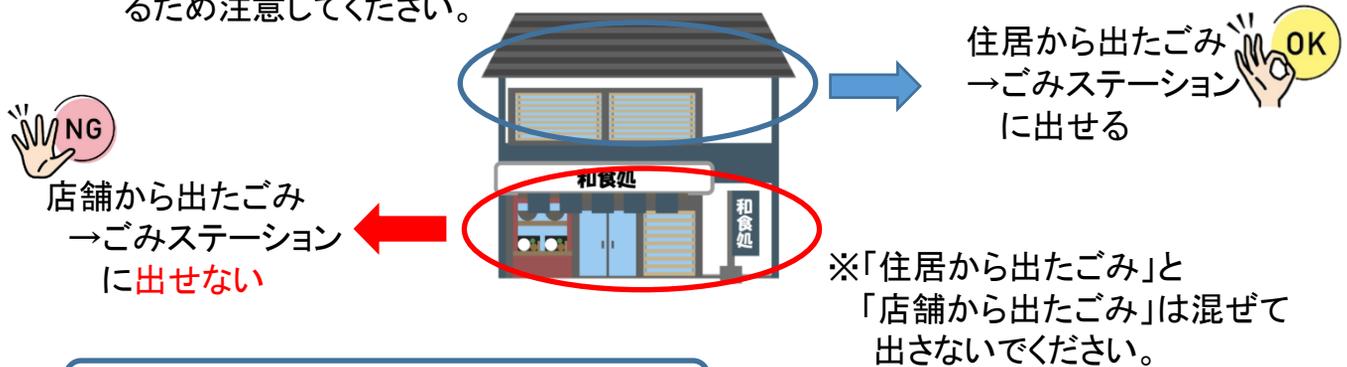


事業所ごみはごみステーションには出せません!!

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において、営利・非営利もしくは、個人・企業を問わず、事業者はごみを**自らの責任において適正に処理すること**が義務付けられています。これは現在は事業を行っていないくても、過去に事業を行っていてその時に出た廃棄物に関しても同様です。

※市町村では「事業ごみ」と判断されるものは回収していません。

また、店舗併用住宅の場合は「住居から出たごみ」と「店舗から出たごみ」で異なるため注意してください。



店舗から出たごみは事業系ごみ

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と**産業廃棄物**に分類されます。

事業系一般廃棄物とは...

事務所、店舗、飲食店、工場、病院、学校、官公署、福祉施設などの事業活動から発生する法律で定められている産業廃棄物を除くごみをいいます。

分類	処分方法
事業系一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 または 自ら一般廃棄物処理施設に搬入
産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬許可業者に委託 または 自ら 産業廃棄物処理施設 に搬入



※産業廃棄物に関しては鹿児島県の管轄であり、ホームページに産業廃棄物処分業者の一覧が掲載されているのでそちらをご確認ください。

鹿児島県 産業廃棄物処理業許可業者名簿等

<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/recycle/meibo/index.html>

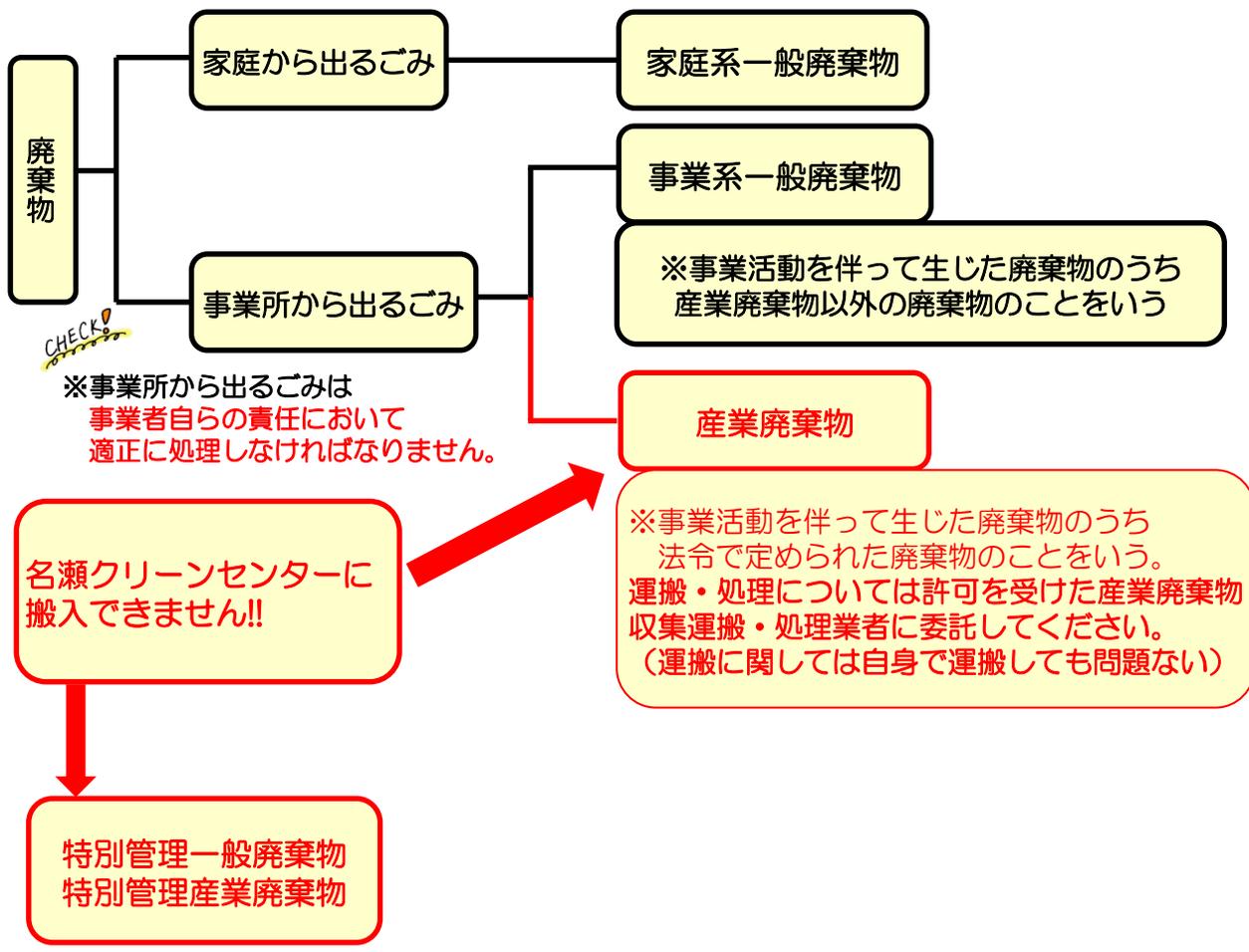


産業廃棄物について

産業廃棄物は、名瀬クリーンセンターでは受け入れできません。
産業廃棄物収集運搬許可業者・処分業者に依頼してください。

名瀬クリーンセンターに持ち込める廃棄物は、下図の黒線、黒文字のみとなります。

ただし、名瀬クリーンセンターで処理できないものや多量で処理に支障をきたすものは、受入出来なかったり、計画的に搬入をお願いすることもありますので、搬入前にお問い合わせください。



一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は、特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準に従って処理しなければなりません。

ごみの不法投棄・野外焼却の禁止!!

ごみの不法投棄(ポイ捨て)は法律により罰せられます

不法投棄は悪質な犯罪です。不法投棄をした者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)」の規定により、5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金(法人は3億円以下)又はその併科に処されます。

不法投棄されたごみは、美しい景観を損なうだけでなく、放置しておくとその周りにも次々とごみが捨てられてしまいます。また捨てられたごみの中には、有害な物質を含んでいるもの、火事の原因になるもの、ネズミやゴキブリ、蚊などの発生の原因になるものなど私たちの生活の安全を脅かすものもあります。被害者は、ごみを捨てられた土地の持主だけではなく、近所の住民や地域全体に及び、ごみの種類によっては、将来にわたって環境が汚染される場合もあります。



土地の所有者(管理者)の方へ

所有地へ不法投棄され、廃棄物を捨てた人がわからない場合は、土地の所有者(管理者)が処分しなくてはなりません。

一度不法投棄されてしまうと、ごみがごみと呼び、恒常的に不法投棄されてしまいます。そのため不法投棄されないような土地の管理(草を刈る、柵を設置するなど)をお願いします。

不法投棄の現場を見かけたら、下記までご連絡ください。

- 市町村担当課(表紙をご覧ください)
- 名瀬保健所 環境・衛生室 ☎52-5411
- 奄美警察署 ☎53-0110

※不法投棄の発生日時や、場所、運んでいる車のナンバーなどわかる範囲でご連絡ください。



野外焼却(野焼き)は法律により罰せられます

ごみの焼却は一部の例外を除き禁止されており、野外焼却をした者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)」の規定により、5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金(法人は3億円以下)又はその併科に処されます。

家庭から出たごみ、会社から出たごみなど、ごみの種類にかかわらず、野外焼却は原則禁止されています。野外焼却は、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になります。ごみを処分する場合は、一般家庭ごみであればごみステーションへ出す、事業所であれば業者へ委託するなどして、野外焼却は絶対にやめましょう。

詳しくは市町村担当課にお問い合わせください(表紙をご覧ください)。

～名瀬クリーンセンターより～

家庭ごみを直接持ち込むことができます
全て有料(従量制)です

(※料金については25ページをご覧ください)

持ち込む前に、分別や搬入の方法を
 お問い合わせください！ ☎53-2969

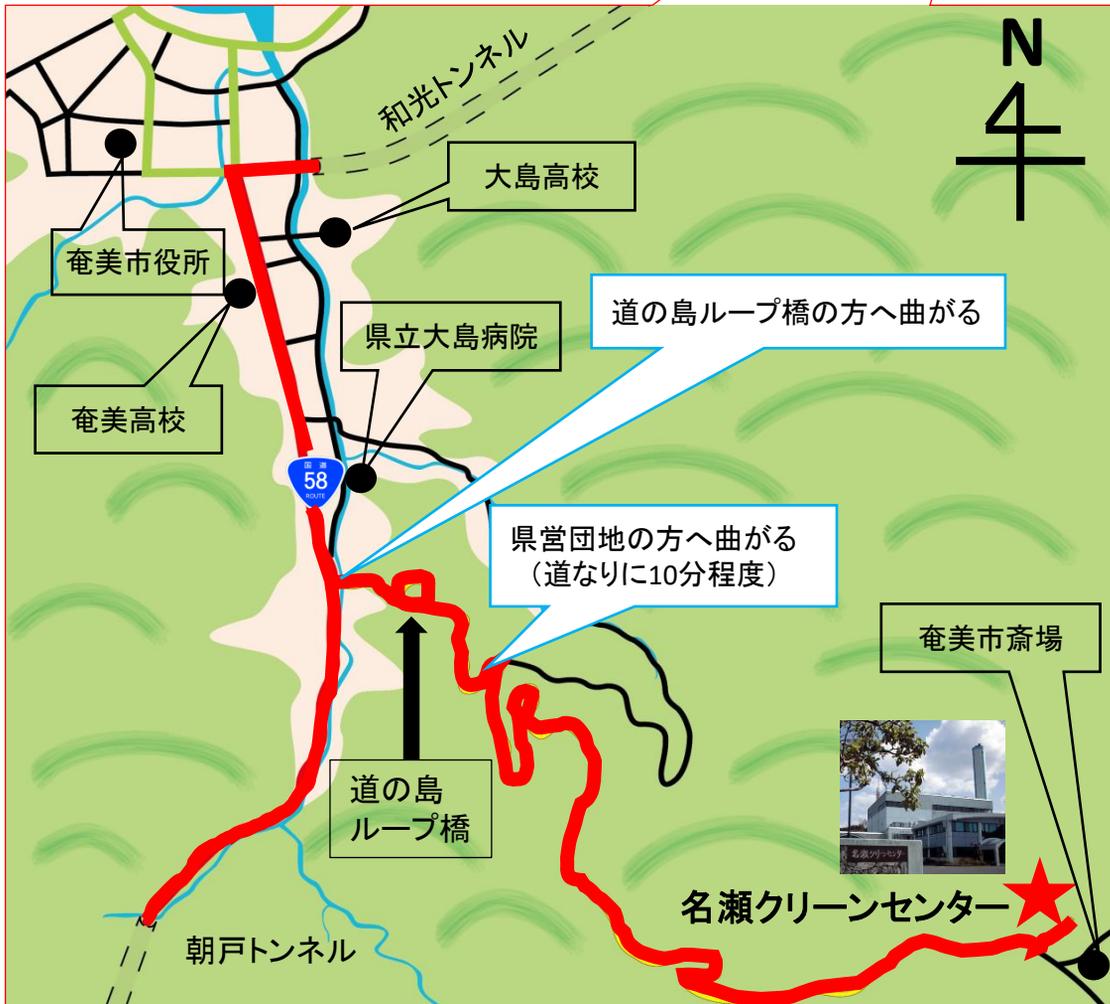
名瀬クリーンセンター案内図

※奄美市名瀬平田町方面へ向かい、道の島ループ橋を
 経由してください。



至 大和村・宇検村

至 龍郷町・奄美市笠利町



至 奄美市住用町・瀬戸内町・宇検村

至 奄美市名瀬崎原

直接搬入

●ごみを持ち込める日

曜 日:月曜日～土曜日

時 間:午前 8時30分から12時まで 午後 1時から4時45分まで

※ 4時45分に門が締まりますので4時30分までの持込にご協力ください

定休日:日曜日, 12月31日～1月3日

※処分手数料は従量制

支払いは現金払いになります。

(消費税 10%込み)

		・透明袋に全て入っている または資源物のみの場合	・粗大ごみ, または袋に入れて いないものがある場合
	重さ(kg) (四捨五入)	可燃ごみ・不燃ごみ料金	粗大ごみ料金
1	0 ～ 40	160円	200円
2	50 ～ 90	330円	410円
3	100 ～ 140	490円	620円
4	150 ～ 190	660円	830円
5	200 ～ 240	820円	1, 130円
6	250 ～ 290	990円	1, 430円
7	300 ～ 340	1, 150円	1, 720円
8	350 ～ 390	1, 320円	2, 020円

上記以上の重量については名瀬クリーンセンター(☎53-2969)までお問い合わせください。

～動物の死骸(犬・猫など)を直接持ち込む場合の料金～

猫・小型犬の場合:0～40kgまでの可燃ごみ料金(160円/匹)

中型犬以上の場合:50～90kgまでの可燃ごみ料金(330円/匹)

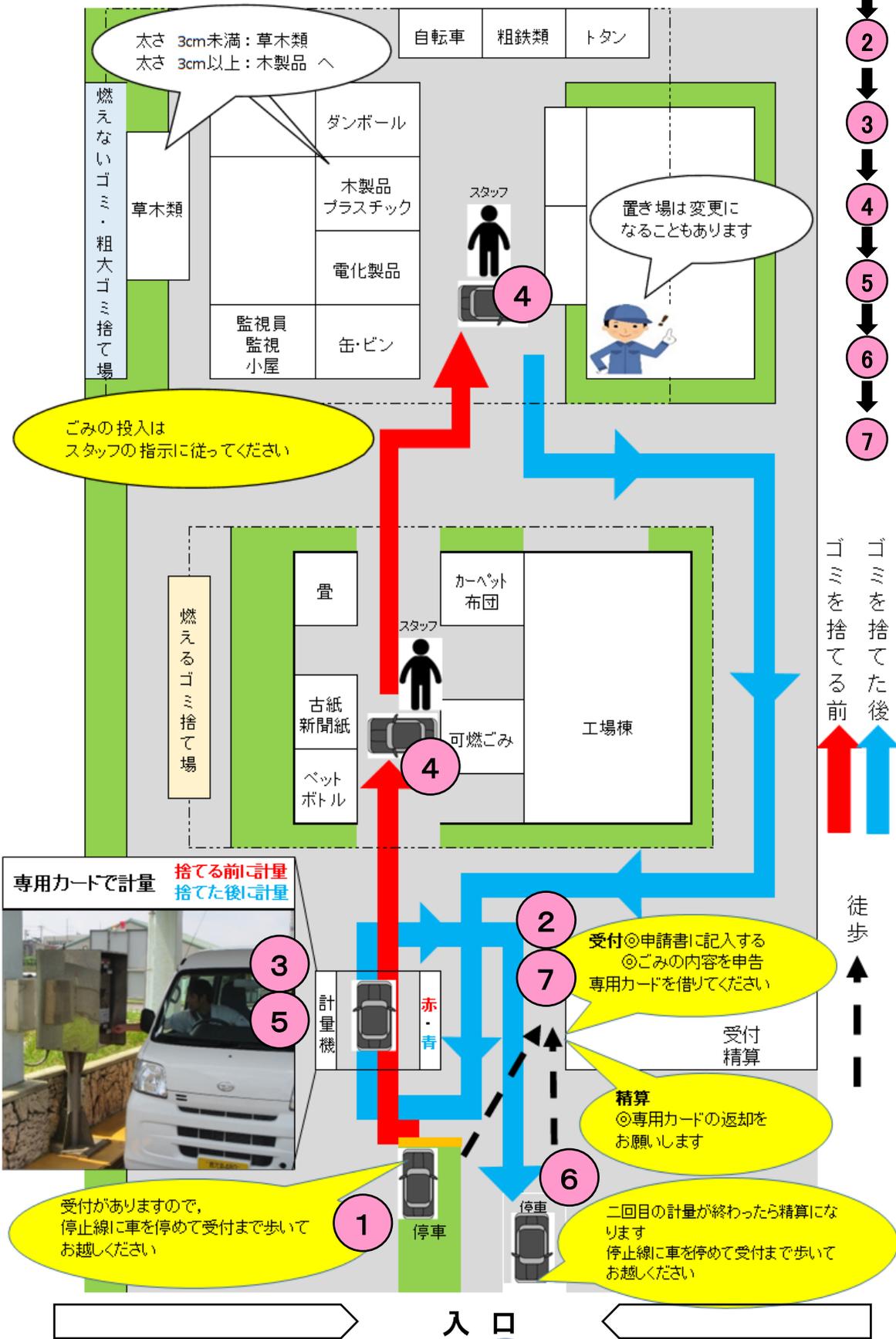
～可燃ごみ・不燃ごみについて～

すべて指定ごみ袋(黄色・水色)に入っている場合, 手数料は100円です

※ただし, 粗大ごみや指定ごみ袋以外が混ざると上記従量制の料金となりますのでご注意ください

名瀬クリーンセンター搬入方法手順

- ① 停車
- ② 受付
- ③ 計量
- ④ ゴミを分別して捨てる
- ⑤ 計量
- ⑥ 停車
- ⑦ 精算



太さ 3cm未満: 草木類
太さ 3cm以上: 木製品 へ

燃えないゴミ・粗大ゴミ捨て場

草木類

ダンボール

木製品

プラスチック

電化製品

監視員

監視 小屋

缶・ビン

スタッフ

4

置き場は変更になることもあります

ごみの投入は
スタッフの指示に従ってください

燃えるゴミ捨て場

畳

カーペット

布団

古紙

新聞紙

ペット

ボトル

可燃ゴミ

工場棟

スタッフ

4

専用カードで計量

捨てる前に計量

捨てた後に計量

3

5

計量機

赤・青

受付②申請書に記入する
◎ごみの内容を申告
専用カードを借りてください

2

7

受付
精算

精算
◎専用カードの返却を
お願いします

二回目の計量が終わったら精算になります
停止線に車を停めて受付まで歩いて
お越しください

受付がありますので、
停止線に車を停めて受付まで歩いて
お越しください

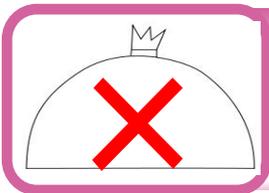
1

停車

6

停車

入口

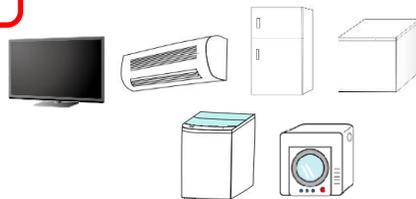


名瀬クリーンセンターで処理できないごみ

法律でリサイクルが義務付けられているもの

- 家電リサイクル法対象品目
(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)

※処理方法については20ページへ



- パソコン(ノートパソコン, デスクトップ)

※処理方法については19ページへ



産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物で、法令で定められている20種類
(廃プラスチック, 木くず, 金属くず, 廃油, 廃アルカリ, がれき類 他)

※産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください



その他

上記以外で名瀬クリーンセンターで処理できないものの一例をあげます。



品名		
タイヤ等 自動車用部品	農薬・劇薬	バッテリー(鉛蓄電池)
バイク・バイク用部品	灯油・軽油	蛍光管
バスタブ(FRP製)	消火器	解体・改築(リフォーム)・改造での廃材
サーフボード(FRP製)	ピアノ	
ガスボンベ	土・石・砂	

※処理については専門業者・メーカー・販売店にお問い合わせください

り災ごみの搬入について

名瀬クリーンセンターでは、一般住居で火災・風水害等から発生したり災ごみは、**事前に**手続きをすることで処分手数料が無料になります。

り災ごみの搬入を考えている方は**片づけを始める前に**名瀬クリーンセンターにご相談ください。

以下に関して説明いたします。

- ・処分手数料の減免申請手続き
- ・搬入可能日時
- ・搬入する際の注意事項
- ・名瀬クリーンセンターに搬入できないもの
(例: 建築廃材・アスベスト・石綿等の有害物・土等)

※減免申請手続きをする場合は**り災証明書**が必要になります。

り災証明書の発行元は以下の通りです。

火災 → 所轄の消防組合

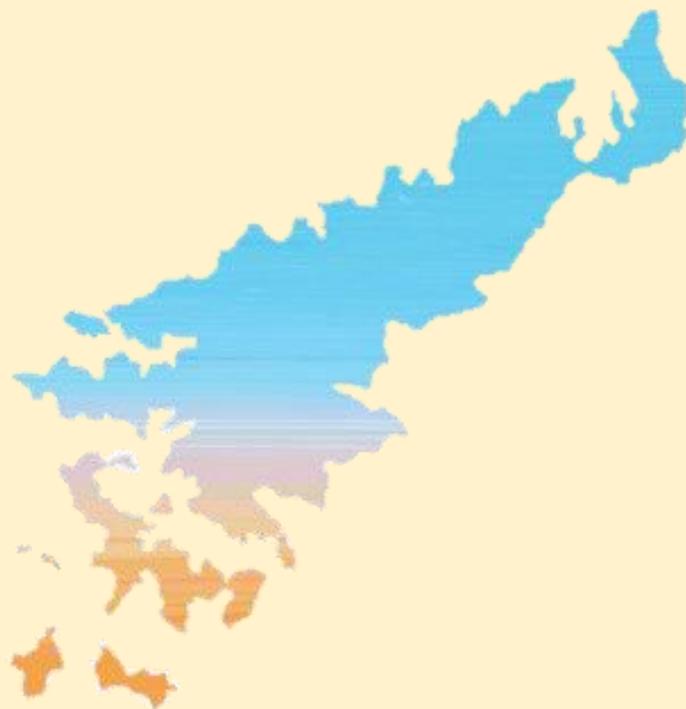
風水害 → お住いの地域の役所、役場

名瀬クリーンセンターからお願い

名瀬クリーンセンターは、施設の延命化に取り組んでいます。規格外のごみが入ると、機械が損耗し故障の原因になってしまい、機械を停止しごみを取り出す作業を行わなければなりません。ごみを出す際にサイズを守って施設の延命化にご協力をお願いします。

・もやせるごみを指定ごみ袋に入れる場合は、30cm角以上のものは**裁断**をしてください。

例えば、シーツ・カーテン・ブルーシート・ホース・ロープなどを裁断せずに、もやせるごみ袋に入れてしまうと機械に絡まります。



捨てればごみ 分ければ資源

名瀬クリーンセンター家庭ごみ分別のてびき

令和5年度版

企画・制作／大島地区衛生組合

協力／奄美市, 大和村, 龍郷町, 宇検村

発行／令和5年(2023年)3月